

環境と共生する都市づくりに関する支援制度（神奈川県／県央・湘南都市圏）

3 再生可能エネルギーの利用等に関する支援制度

(1) 太陽熱利用に関する支援制度

自治体	条件	補助金額	支援制度HP	担当窓口	電話番号
相模原市	<p>○住宅用スマートエネルギー設備導入奨励金</p> <p>対象設備の設置完了後の申請</p> <p>【交付対象者】 次の全ての条件に該当する方</p> <ul style="list-style-type: none"> 対象設備等が設置された住宅の所在地に住民登録がある市民税及び固定資産税・都市計画税(土地・家屋)に未納がない個人であって、平成31年4月1日～令和2年3月13日において、次の各号のいずれかに該当する者 <ol style="list-style-type: none"> 自ら居住する住宅に対象設備等を設置し、その支払いを完了した者 自ら居住するために対象設備等が設置された住宅を購入し、その支払いを完了し、その引渡しを受けた者 相模原市暴力団排除条例に規定する暴力団員ではないこと <p>【対象設備】 次の全ての条件に該当する設備</p> <ul style="list-style-type: none"> 太陽熱を集めて給湯に利用する自然循環型の太陽熱温水器又は不凍液等を強制循環する太陽熱集熱器と蓄熱槽で構成され給湯若しくは冷暖房に利用するソーラーシステムであること 財団法人ベターリビングの優良住宅部品(BL部品)認定を受けているもの <p>※未使用品であること</p>	一律 20,000 円	http://www.city.y.sagamihara.kanagawa.jp/kurashi/kankyo/hojyo/1008083.html	環境政策課	042-769-8240 (内 2765)
厚木市	<p>○スマートハウス導入奨励金</p> <p>【対象機器】</p> <ul style="list-style-type: none"> 太陽熱利用システム（強制循環型） <p>※一般財団法人ベターリビングの優良住宅部品（BL部品）認定を受けた機器</p> <p>【交付対象者】 次の全ての要件を満たす方</p> <p>本市に住民登録を有する個人で、市税の滞納がなく、かつ、当該住民登録地に前年度の2月21日から当該年度の2月15日までの間に対象機器を設置したもの</p>	・太陽熱利用システム（強制循環型のみ）50,000 円	http://www.city.atsugi.kanagawa.jp/shiminbenri/environment/energy/hojokin/d021763.html	環境政策課	046-225-2749
大和市	<p>○住宅用太陽熱利用システム設置費補助制度</p> <p>当該年度内に市内の自ら居住する住宅にこれからシステムを設置する方で、「大和市住宅用太陽熱利用システム設置費補助金交付要綱」に定める条件を満たす方。（着工前に申請することが必須。）</p>	<p>自然循環型 40,000 円</p> <p>強制循環型 80,000 円</p>	http://www.city.yamato.lg.jp/web/k-soumu/solarsystem.html	環境総務課 地球温暖化対策係	046-260-5493
清川村	<p>○住宅用太陽熱利用設備設置補助事業</p> <p>太陽熱温水器（集熱器内を直接お湯が循環するもの）並びに給湯及び空調などに供するためのソーラーシステムであって、不凍液などが太陽熱集熱器と蓄熱槽の間を循環する設備で、新品であるもの。（中古品は対象外）</p> <ul style="list-style-type: none"> 村税等を完納している者（同居する全ての者を含む） 過去に当該補助金の交付を受けていない者 	補助対象設備代並びに設置に係る経費の1/10以内で上限が50,000円 (特定の工事の工事費用に応じて決定)	—	税務住民課	046-288-3849

(2) 太陽光発電に関する支援制度

自治体	条件	補助金額	支援制度HP	担当窓口	電話番号
相模原市	<p>○住宅用スマートエネルギー設備導入奨励金 対象設備の設置完了後の申請</p> <p>【交付対象者】 次の全ての条件に該当する方</p> <ul style="list-style-type: none"> 対象設備等が設置された住宅の所在地に住民登録がある市民税及び固定資産税・都市計画税(土地・家屋)に未納がない個人であって、平成31年4月1日～令和2年3月13日において、次の各号のいずれかに該当する者 (1) 自ら居住する住宅に対象設備等を設置し、その支払いを完了した者 (2) 自ら居住するために対象設備等が設置された住宅を購入し、その支払いを完了し、その引渡しを受けた者 <ul style="list-style-type: none"> 相模原市暴力団排除条例に規定する暴力団員ではないこと <p>【対象設備】 次の全ての条件に該当する設備</p> <ul style="list-style-type: none"> 太陽光発電による電気が当該太陽光発電システムが設置される住宅において消費され、連系された低圧配電線に余剰の電気が逆流されるもの 発電出力が10kW未満のもの <p>※未使用品であること</p>	一律 30,000 円	http://www.city.y.sagamihara.kanagawa.jp/kurashi/kankyo/hojyo/1008083.html	環境政策課	042-769-8240 (内線 2765)
藤沢市	<p>○住宅用等太陽光発電システム設置費補助事業 自ら居住する住宅及び分譲共同住宅又は自治(町内)会館に設置する個人及び管理組合又は自治(町内)会。</p> <ul style="list-style-type: none"> 低圧配電線に逆潮流有りで連係し、かつ、太陽電池の最大出力が10kW未満のシステムであること。 起動及び停止等に関して全自動運転を行うもの 未使用品であるもの 市税等に滞納がないこと システムの設置等を市内の事業者へ請け負わせること 	<ul style="list-style-type: none"> 個人住宅の場合 太陽電池の最大出力1キロワット当たり15,000円、上限50,000円。 分譲共同住宅又は自治(町内)会館の場合 太陽電池の最大出力1キロワット当たり100,000円、上限300,000円。 	http://www.city.fujisawa.kanagawa.jp/kankyous/machizukuri/kankyo/hojo/taiyoko.html	環境総務課	0466-50-3529
厚木市	<p>○スマートハウス導入奨励金</p> <p>【対象機器】</p> <ul style="list-style-type: none"> 太陽光発電システム <p>※余剰配線で接続された機器</p> <ul style="list-style-type: none"> 大容量加算(太陽光発電システム5kW以上設置で加算) <p>【交付対象者】</p> <p>本市に住民登録を有する個人で、市税の滞納がなく、かつ、当該住民登録地に前年度の2月21日から当該年度の2月15日までの間に対象機器を設置したもの</p>	<ul style="list-style-type: none"> 太陽光発電システム 1kW当たり10,000円(上限30,000円) 大容量加算 20,000円 	http://www.city.atsugi.kanagawa.jp/shiminbenri/environment/energy/hojokin/d021763.html	環境政策課	046-225-2746
大和市	<p>○住宅用太陽光発電システム等設置費補助制度</p> <p>当該年度内に市内の自ら居住する住宅にこれからシステムを設置する方で、「大和市住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱」に定める条件を満たす方。(着工前に申請することが必須。)</p>	発電能力1キロワットにつき12,000円とし、48,000円を上限とする。	http://www.city.yamato.lg.jp/web/k-soumu/solarsystem.html	環境総務課 地球温暖化対策係	046-260-5493

自治体	条件	補助金額	支援制度HP	担当窓口	電話番号
伊勢原市	<p>○環境対策資金（市融資制度）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・融資利用可能な方：市内で1年以上継続して同一事業を営み、市税を完納している中小企業者（個人にあつてはかつ1年以上市内に居住の方）で、次の①～③いずれかに該当する方 ①市内にある事業所から発生する公害を防止するために必要な施設の設置又は改善を行う者 ②市内の事業所に電気自動車等低公害車を導入（購入またはリース）する者 ③市内の事業所に太陽光発電設備を導入する者 	<p>融資限度額：2,000万円</p> <p>融資利率（年利率）：1.8%以内（信用保証付 1.5%以内）</p> <p>融資期間及び返済方法：5年以内（原則として割賦返済・据え置き期間6か月以内）</p>	<p>http://www.city.isehara.kanagawa.jp/docs/2014041700049/</p>	商工観光課	0463-94-4732
海老名市	<p>○環境保全対策支援事業（太陽光発電施設）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住宅の屋根等への設置に適した低圧配電線及び逆潮流有りで連系している太陽光発電システムが対象 ・市販品で未使用品であること ・電力会社と電力受給契約を締結しているもの ・設置工事前に申請すること 	<p>発電能力1キロワットにつき20,000円とし、200,000円を限度とする。</p>	<p>https://www.city.ebina.kanagawa.jp/guide/kurashi/hozen/1008010.html</p>	環境課	046-235-4912
	<p>○海老名市中小企業振興支援事業（環境施設設置）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・太陽電池モジュールを利用し、太陽エネルギーを電気に変換する設備で、その発電能力が10キロワット以上のもの ・事業完了前までに申請すること 	<p>設置に要する費用。1施設につき400,000円</p>	<p>http://www.city.ebina.kanagawa.jp/guide/shoko/chusho/1003742.html</p>	商工課	046-235-4843
座間市	<p>○スマートハウス関連設備設置補助金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内において、自ら居住する住宅に住宅用太陽光発電システムを設置、または当該設備付の新築住宅を購入し、継続的に使用する者。 ・市税の滞納がないこと。 ・住宅用太陽光発電システムは、電力会社との電力受給契約を締結すること。 ・設置工事の着手14日前までに申請すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅用太陽光発電システム <p>1キロワット当たり12,000円、上限40,000円</p>	<p>http://www.city.zama.kanagawa.jp/www/contents/1395886793372/index.html</p>	環境政策課	046-252-7675
綾瀬市	<p>○綾瀬市住宅用太陽光発電設備設置補助金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発電設備が設置された住宅の所在地に住民登録を有する個人で、継続的に発電設備を使用すること。 	<p>1キロワット当たり15,000円に、発電設備を構成する太陽電池モジュールの最大出力を乗じた額。上限50,000円。</p>	<p>http://www.city.ayase.kanagawa.jp/hp/page000034300/hpg000034231.htm</p>	環境保全課	0467-70-5620
	<p>○綾瀬市共同住宅用太陽光発電設備設置補助金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マンションやアパートなどの共同住宅に、補助対象となる太陽光発電設備を新たに設置し、発電した電力の一部又は全部を当該共同住宅で使用する個人、団体、法人（個人の場合は、発電した電力を自分の居住部分に供給しない場合に限る。） 	<p>1キロワット当たり15,000円に、発電設備を構成する太陽電池モジュールの最大出力を乗じた額。上限150,000円。</p>	<p>http://www.city.ayase.kanagawa.jp/hp/page000034300/hpg000034232.htm</p>	環境保全課	0467-70-5620
	<p>○綾瀬市事業所用太陽光発電設備設置補助金</p> <p>綾瀬市内にある事業の用に供する、次のいずれかに該当する建築物に補助対象となる太陽光発電設備を設置する個人、団体又は法人</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自己の所有する店舗、事務所、営業所、倉庫等の用に供する建築物 ・賃貸借契約又は使用貸借契約により借り受けている店舗、事務所、営業所、倉庫等の用に供する建築物 	<p>1キロワット当たり15,000円に、発電設備を構成する太陽電池モジュールの最大出力を乗じた額。上限450,000円。</p>	<p>http://www.city.ayase.kanagawa.jp/hp/page000034300/hpg000034235.htm</p>	環境保全課	0467-70-5620

自治体	条件	補助金額	支援制度HP	担当窓口	電話番号
大磯町	<p>○住宅用スマートエネルギー設備導入費補助金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交付申請する年度内に、町内の自ら居住するための住宅への設置又はシステム付き住宅（未使用のもの）の購入が完了できる者。 ・設置する建物は、住宅（店舗、事務所等との併用住宅及び共同住宅を含む）として使用されているものであること。 ・設置する建物が、補助事業者の所有物でない場合は、書面による所有者の設置承諾を受けていること。 ・HEMS（ホームエネルギーマネジメントシステム）を設置すること。 	<p>○住宅用太陽光発電システム</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1キロワット当たり、15,000円とし、52,000円を上限額とする。 <p>○HEMS機器：上限1万円</p>	http://www.town.oiso.kanagawa.jp/kurashi/kankyouseisaku/201400618.html	環境課 環境・エネルギー係	0463-72-4438
愛川町	<p>○愛川町住宅用太陽光発電設備設置事業補助金</p> <p>町内の自ら居住するための住宅に申請年度内に住宅用太陽光発電設備を設置又は住宅用太陽光発電設備付き住宅（未使用のもの）の購入が完了できる方で、次の要件を全て満たす方。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電灯契約を結んでいる個人で、設置する建物が住居として使用されているものであること ・設置する建物が補助事業者の所有物でない場合は、書面による所有者の設置承諾を受けていること ・町から過去にこの補助金を受けていない方 ・町税の未納がない方 	1キロワット当たり15,000円に、太陽電池モジュールの最大出力を乗じた額。（1,000円未満切捨て） （限度額52,000円）	http://www.town.aikawa.kanagawa.jp/kurashi/gomi/kankyo_03_1.html	環境課	046-285-2111 （内線3514）
	<p>○愛川町環境配慮設備設置事業補助金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町内において1年以上継続して同一事業を営んでいること。 ・町税を完納していること。 ・発電能力10キロワット以上の太陽光発電設備を設置すること。 	発電能力10キロワット以上の太陽光発電設備を設置したとき、50万円を交付する。	—	商工観光課	046-285-6948
清川村	<p>○住宅用太陽光発電設備設置補助事業</p> <p>低圧配電線と逆潮流有りで連携し、かつ、太陽電池の最大出力が10キロワット未満の新品の発電設備（中古品は対象外）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・村税等を完納している者（同居する全ての者を含む） ・電力会社と電力供給契約を締結した者 ・過去に当該補助金の交付を受けていない者 	15,000円に住宅用太陽光発電設備を構成する太陽電池の最大出力（キロワット標示とし、小数点以下2桁未満については切り捨てる）を乗じて得た額で、上限が52,000円（1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる）（設置する設備の性能に応じて補助額を設定）	—	税務住民課	046-288-3849

(3) 風力利用に関する支援制度

自治体	条件	補助金額	支援制度HP	担当窓口	電話番号
海老名市	<p>○海老名市中小企業振興支援事業（環境施設設置）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・風の力で羽を回転させることにより、発生した電気を使用できる施設 ・事業完了前までに申請すること。 	設置に要する費用。当該施設の発電能力1キロワットにつき、30,000円を乗じて得た額とし、500,000円を限度とする。	http://www.city.ebina.kanagawa.jp/guide/shoko/chusho/1003742.html	商工課	046-235-4843

(4) その他スマートエネルギー設備の導入に関する支援制度

自治体	条件	補助金額	支援制度HP	担当窓口	電話番号
相模原市	<p>○住宅用スマートエネルギー設備導入奨励金</p> <p>対象設備の設置完了後の申請</p> <p>【交付対象者】 次の全ての条件に該当する方</p> <ul style="list-style-type: none"> 対象設備等が設置された住宅の所在地に住民登録がある市民税及び固定資産税・都市計画税(土地・家屋)に未納がない個人であって、平成31年4月1日～令和2年3月13日において、次の各号のいずれかに該当する者 (1) 自ら居住する住宅に対象設備等を設置し、その支払いを完了した者 (2) 自ら居住するために対象設備等が設置された住宅を購入し、その支払いを完了し、その引渡しを受けた者 <ul style="list-style-type: none"> 相模原市暴力団排除条例に規定する暴力団員ではないこと <p>【対象設備等】</p> <p>〈エネファーム〉 次の全ての条件に該当する設備</p> <ul style="list-style-type: none"> 現行の経済産業省の「燃料電池の利用拡大に向けたエネファーム等導入支援事業費補助金」の補助対象となるもの <p>〈定置用リチウムイオン蓄電池〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 現行の環境省の「ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス (ZEH) 化による住宅における低炭素化促進事業」の補助対象となるもの <p>〈スマートハウス加算〉</p> <p>太陽光発電システムに加え、エネファーム又は定置用リチウムイオン蓄電池を設置し、かつ、HEMS を設置し、同時に申請した場合に限り対象とするもの</p> <p>※いずれも未使用品であること</p>	<p>エネファーム</p> <p>一律 30,000 円</p> <p>蓄電池</p> <p>一律 30,000 円</p> <p>スマートハウス加算</p> <p>一律 30,000 円</p>	<p>http://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/kurashi/kankyo/hojyo/1008083.html</p>	環境政策課	042-769-8240 (内線 2765)
平塚市	<p>○環境共生モデル住宅導入補助金</p> <p>【補助対象住宅】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平塚市が認定した環境共生モデル住宅地区内に建築等する住宅 国が実施する ZEH の補助金の交付を受ける住宅 <p>【交付対象者】</p> <ul style="list-style-type: none"> 国 ZEH 補助金の交付決定をうけていること 市税を滞納していないこと 	環境共生モデル住宅導入補助金 100,000 円	<p>http://www.city.hiratsuka.kanagawa.jp/kankyo/page67_00041.html</p>	環境政策課	0463-21-9762
藤沢市	<p>○家庭用燃料電池システム設置費補助事業</p> <ul style="list-style-type: none"> 自ら居住する住宅に家庭用燃料電池コージェネレーションシステム (燃料電池ユニット及び貯湯ユニットから構成される電気及び熱の供給を主目的とした機器で、都市ガス又はプロパンガスを燃料とするもの。) を設置する個人 経済産業省から交付される燃料電池の利用拡大に向けたエネファーム等導入支援事業費補助金の対象システムであり、未使用品であること 市税等に滞納がないこと システムの設置等を市内の事業者へ請け負わせること 	一律 50,000 円	<p>http://www.city.fujisawa.kanagawa.jp/kankyou-s/machizukuri/kankyo/hojo/denchi.html</p>	環境総務課	0466-50-3529

自治体	条件	補助金額	支援制度HP	担当窓口	電話番号
藤沢市	<p>○定置用リチウムイオン蓄電池設置費補助事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自ら居住する住宅に定置用リチウムイオン蓄電池を設置する個人 ・一般社団法人環境共創イニシアチブから交付される住宅省エネリノベーション促進事業費補助金及び住宅・ビルの革新的省エネルギー技術導入促進事業費補助金の補助対象システムであり、未使用品であること ・市税等に滞納がないこと ・システムの設置等を市内の事業者へ請け負わせること 	一律 50,000 円	http://www.city.fujisawa.kanagawa.jp/kankyous/machizukuri/kankyo/hojo/lithium.html	環境総務課	0466-50-3529
厚木市	<p>○スマートハウス導入奨励金</p> <p>【対象機器】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住宅用蓄電池システム <ul style="list-style-type: none"> ※リチウムイオン蓄電池 ※V2H (前年度の2月21日から当該年度の2月15日までに電気自動車を購入していること) ・HEMS ・家庭用燃料電池システム ・スマートハウス加算(住宅用太陽光発電システム・住宅用蓄電池システム・HEMSを同時に設置) <p>【交付対象者】 次の全ての要件を満たす方 本市に住民登録を有する個人で、市税の滞納がなく、かつ、当該住民登録地に前年度の2月21日から当該年度の2月15日までの間に対象機器を設置したもの</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅用蓄電池システム(リチウムイオン蓄電池又はV2H) 50,000円 ・エネルギー管理システム(HEMS) 10,000円 ・家庭用燃料電池システム 50,000円 ・スマートハウス加算(太陽光発電システム・住宅用蓄電池システム・HEMSを同時に設置) 50,000円 	http://www.city.atsugi.kanagawa.jp/shiminbenri/environment/energy/hojokin/d021763.html	環境政策課	046-225-2749
	<p>○ゼロ・エネルギー・ハウス導入奨励金</p> <p>【交付対象者】 次の全ての要件を満たす方 本市に住民登録を有する個人で、市税の滞納がなく、かつ、当該住民登録地に前年度の2月21日から当該年度の2月15日までの間に市内にゼロ・エネルギー・ハウスを新築し、購入し、又はゼロ・エネルギー・ハウスに改築し、SIIにより、補助金交付決定を受けたもの</p>	・ゼロ・エネルギー・ハウス導入奨励金 100,000円	http://www.city.atsugi.kanagawa.jp/shiminbenri/environment/kankyou/josei/d028350.html	環境政策課	046-225-2749
大和市	<p>○住宅用太陽光発電システム等設置費補助制度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該年度内に市内の自ら居住する住宅にこれからシステムを設置する方で、「大和市住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱」に定める条件を満たす方。(住宅用太陽光発電システムと併せての申請が必須。) 	<ul style="list-style-type: none"> ・HEMS 上限10,000円 ・リチウムイオン蓄電池 上限50,000円 	http://www.city.yamato.lg.jp/web/k-soumu/solarsystem.html	環境総務課 地球温暖化対策係	046-260-5493
	<p>○家庭用燃料電池システム設置費補助制度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該年度内に市内の自ら居住する住宅にこれからシステムを設置する方で、「大和市家庭用燃料電池システム設置費補助金交付要綱」に定める条件を満たす方。 	・家庭用燃料電池システム(エネファーム) 上限50,000円	http://www.city.yamato.lg.jp/web/k-soumu/enefarm.html	環境総務課 地球温暖化対策係	046-260-5493
海老名市	<p>○環境保全対策支援事業(エネファーム)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経済産業省の燃料電池の利用拡大に向けたエネファーム等導入支援事業補助金の対象となるもの ・設置工事前に申請すること 	1施設につき60,000円	https://www.city.ebina.kanagawa.jp/guide/kurashi/hozen/1008010.html	環境課	046-235-4912

自治体	条件	補助金額	支援制度HP	担当窓口	電話番号
海老名市	○環境保全対策支援事業（定置用リチウムイオン蓄電池） ・経済産業省の省エネルギー投資促進に向けた支援事業補助金の対象となるもの ・設置工事前に申請すること	1 施設につき 50,000 円	https://www.city.ebina.kanagawa.jp/guide/kurashi/hozen/1008010.html	環境課	046-235-4912
	○環境保全対策支援事業（HEMS） ・経済産業省の省エネルギー投資促進に向けた支援事業補助金の対象となるもの ・設置工事前に申請すること	1 施設につき 10,000 円	https://www.city.ebina.kanagawa.jp/guide/kurashi/hozen/1008010.html	環境課	046-235-4912
	○環境保全対策支援事業（スマートハウス加算） ・太陽光発電施設と HEMS に加え、定置用リチウムイオン蓄電池またはエネファームの3設備を同時に設置・申請する場合 ・設置前に申請すること	1 申請につき 20,000 円	https://www.city.ebina.kanagawa.jp/guide/kurashi/hozen/1008010.html	環境課	046-235-4912
座間市	○スマートハウス関連設備設置補助金 ・市内において、自ら居住する住宅にエネファーム、リチウムイオン蓄電池、HEMSを設置、または当該設備付の新築住宅を購入し、継続的に使用する者。 ・市税の滞納がないこと。 ・設置工事の着手14日前までに申請すること。	・エネファーム 40,000 円 ・リチウムイオン蓄電池 40,000 円 ・HEMS 8,000 円	http://www.city.zama.kanagawa.jp/www/contents/1395886793372/index.html	環境政策課	046-252-7675
綾瀬市	○綾瀬市住宅用スマートエネルギー設備導入補助金 ・設備が設置された住宅の所在地に住民登録を有する個人（建売住宅供給者等によって設備が設置された建売住宅にあっては、建売住宅供給者等から当該住宅を取得する者）で、継続的に設備を使用すること。	・HEMS 10,000 円 ・家庭用燃料電池システム 50,000 円 ・定置用リチウム蓄電システム 50,000 円 ・電気自動車充電器 50,000 円	http://www.city.ayase.kanagawa.jp/hp/page000034300/hpg000034233.htm	環境保全課	0467-70-5620
寒川町	○寒川町家庭用燃料電池システム（エネファーム）設置補助金交付要綱 ・現に町内に住所を有している者又は町内に住所を有する見込みがある者で、自らが電力会社と電灯契約を結ぶもの ・町税を滞納していない者 ・補助金の交付を受けようとする年度内に補助金の交付申請及び完了報告を行うことができる者 ・住宅1戸に対して1回限り	1 台につき 50,000 円	http://www.town.samukawa.kanagawa.jp/soshiki/kankyoizai/kankyo/hozen/info/taiyoukou_sisutemu/1361422134167.html	環境課 環境保全担当	0467-74-1111 (内線 432)
大磯町	○住宅用スマートエネルギー設備導入費補助金 ・町内において自ら居住する住宅に、家庭用燃料電池システム、定置用リチウムイオン蓄電システム及び電気自動車充電器のうち1つ以上の設備を設置する者又は、システム付き住宅（未使用のもの）購入が完了できる者。 ・HEMS（ホームエネルギーマネジメントシステム）を設置すること。	・家庭用燃料電池システム：上限5万円 ・定置用リチウムイオン蓄電システム：上限5万円 ・電気自動車充電器：上限5万円 ・HEMS機器：上限1万円	http://www.town.oiso.kanagawa.jp/kurashi/kankyouseisaku/201400618.html	環境課 環境・エネルギー係	0463-72-4438

(5) 低公害車利用に関する支援制度

自治体	条件	補助金額	支援制度HP	担当窓口	電話番号
	<p>○電気自動車購入奨励金</p> <p>対象自動車の納車後（リースの場合は、リース開始後）の申請</p> <p>【交付対象者】 次の1～3の全ての条件に該当する方</p> <ol style="list-style-type: none"> 対象となる自動車を購入した次の（1）～（3）のいずれかに該当する方 <ol style="list-style-type: none"> 市内に在住する個人であって市税に未納がないこと 市内に事業所がある法人または個人事業者であって市税に未納がないこと （個人事業者にあつては代表者の市税に未納がないこと） 上記（1）か（2）の者に貸与するために対象となる自動車を購入するリース事業者（月々の貸与料に補助金相当額の減額が反映される場合に限る）で、市税に未納がないこと 対象となる自動車の自動車検査証上の所有者であること （ただし、割賦販売により対象自動車を購入した場合は、自動車検査証上の使用者が申請者と同一であること。） 相模原市暴力団排除条例に規定する暴力団及び暴力団員ではないこと <p>【対象自動車】 次の全ての条件に該当する自動車</p> <ul style="list-style-type: none"> 4輪以上の電気自動車で、搭載する電池がリチウムイオン電池であり、かつ、電気自動車用急速充電器の利用が可能であること 新規登録であること 自動車検査証の「使用の本拠の位置」が市内であること 	一律 50,000 円	http://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/kurashi/kankyo/hojyo/1008087.html	環境政策課	042-769-8240 (内線 2765)
相模原市	<p>○燃料電池自動車購入奨励金</p> <p>対象自動車の車両登録前に申請</p> <p>【交付対象者】 次の1～3の全ての条件に該当する方</p> <ol style="list-style-type: none"> 対象となる燃料電池自動車(以下「対象自動車」という。)を購入して所有する次のいずれかに該当する方 <ol style="list-style-type: none"> 市内に現在まで引き続いて1年以上在住する個人であって市税に未納がないこと 市内に現在まで引き続いて1年以上事業所がある法人又は個人事業者であって市税に未納がないこと（個人事業者にあつては代表者の市税に未納がないこと） 上記（1）か（2）の者に貸与するために対象自動車を購入するリース事業者で、市税に未納がないこと（月々の貸与料に奨励金相当額の減額が反映される場合に限る。） 対象自動車の自動車検査証上の所有者であること （ただし、割賦販売により対象自動車を購入した場合は、自動車検査証上の使用者が申請者と同一であること。） 相模原市暴力団排除条例に規定する暴力団及び暴力団員でないこと <p>【対象自動車】 次の全ての条件に該当する小型又は普通自動車</p> <ul style="list-style-type: none"> 4輪以上の自動車であり、国のクリーンエネルギー自動車導入事業費補助金の対象であること 新規登録であること 自動車検査証の「使用の本拠の位置」が市内であること 自動車販売業者が販売促進活動(展示、試乗等)に使用する車両でないこと 	一律 350,000 円	http://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/kurashi/kankyo/hojyo/1008088.html	環境政策課	042-769-8240 (内線 2765)

自治体	条件	補助金額	支援制度HP	担当窓口	電話番号
藤沢市	○電気自動車導入補助事業 藤沢市内を使用の本拠とする電気自動車（搭載されたリチウムイオン電池によって駆動され、電動機を原動機とする検査済自動車で、自動車検査証に燃料が電気であることが記載されているもので、国の導入等補助金の対象であること）を導入する市民、事業者、リース事業者。	一律 100,000 円	http://www.city.fujisawa.kanagawa.jp/kankyou-s/machizukuri/kankyo/hojo/jidosha.html	環境総務課	0466-50-3529
	○燃料電池自動車導入補助事業 藤沢市内を使用の本拠とする燃料電池自動車（搭載された燃料電池によって発電された電気によって駆動され、電動機を原動機とする四輪以上の検査済自動車で自動車検査証に当該自動車の燃料が圧縮水素であることが記載されているもので、国から補助金を受けられる車両）を導入する市民、事業者、リース事業者。	一律 350,000 円	http://www.city.fujisawa.kanagawa.jp/kankyou-s/machizukuri/kankyo/hojo/fcv.html	環境総務課	0466-50-3529
厚木市	○次世代自動車充電インフラ整備促進事業補助金 市内に充電器、PCS又は課金装置（設置工事費、電気工事費含む）を設置しようとする事業者のうち、次の要件のいずれにも該当するもの。 ・自社製品を自社の敷地内に設置するものでないこと。 ・自動車の製造又は販売に係る事業を主たる事業として営んでいないこと。 ・電気を供給する事業者及びその関連会社でないこと。 ・市税を滞納していないこと。	【急速充電設備の設置】 補助率 本体購入及び設置工事費の1/2 限度額 本体50万円・設置工事100万円 【普通充電設備の設置】 補助率 本体購入及び設置工事費の1/3 限度額 本体30万円・設置工事70万円 同一事業者による補助金の交付申請は、同一年度内に1件が限度です。	http://www.city.atsugi.kanagawa.jp/machiit/sangyo/zisedai/d037926.html	産業振興課	046-225-2832
伊勢原市	○環境対策資金（市融資制度） ・融資利用可能な方：市内で1年以上継続して同一事業を営み、市税を完納している中小企業者（個人にあつてはかつ1年以上市内に居住の方）で、次の①～③いずれかに該当する方 ①市内にある事業所から発生する公害を防止するために必要な施設の設置又は改善を行う者 ②市内の事業所に電気自動車等低公害車を導入（購入またはリース）する者 ③市内の事業所に太陽光発電設備を導入する者	融資限度額：2,000万円 融資利率（年利率）：1.8%以内（信用保証付 1.5%以内） 融資期間及び返済方法：5年以内（原則として割賦返済・据え置き期間6か月以内）	http://www.city.isehara.kanagawa.jp/docs/2014041700049/	商工観光課	0463-94-4732
海老名市	○環境保全対策支援事業（電気自動車） ・経済産業省のクリーンエネルギー自動車導入事業費補助金の対象となり、道路運送車両法第58条第1項に規定する自動車検査証に燃料が電気であることが記載されており、第9条の規定による登録が初めて行われるものであること ・車両の新規登録前に申請すること	1台につき150,000円	https://www.city.ebina.kanagawa.jp/guide/kurashi/hozen/1008010.html	環境課	046-235-4912
	○環境保全対策支援事業（燃料電池自動車） ・経済産業省のクリーンエネルギー自動車導入事業費補助金の対象となり、道路運送車両法第58条第1項に規定する自動車検査証に燃料が水素であることが記載されており、第9条の規定による登録が初めて行われるものであること ・車両の新規登録前に申請すること	1台につき400,000円	https://www.city.ebina.kanagawa.jp/guide/kurashi/hozen/1008010.html	環境課	046-235-4912
綾瀬市	○綾瀬電気自動車補助金 ・市内に住所を有する個人若しくは市内に事業所又は事務所を有する法人が所有又は使用するもの。 ・貸与を目的とした車両でないこと。	1台につき80,000円	http://www.city.ayase.kanagawa.jp/hp/page000034300/hpg000034234.htm	環境保全課	0467-70-5620